

国見町告示第2号

令和7年度国見町介護施設等物価高騰対策支援金交付要綱を次のとおり定める。

令和8年1月16日

国見町長 村上 利通

令和7年度国見町介護施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、原油価格・物価高騰の影響を強く受けている介護施設等に対し、サービスの質の確保及び業務継続を支援するため予算の範囲内で支援金を交付することに関し、国見町補助金等の交付等に関する規則（昭和63年国見町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護施設等 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する施設又は事業所であって、別表第1の「施設等種別」に掲げるものをいう。
- (2) 法人等 介護施設等を運営する法人をいう。
- (3) 利用定員数 交付申請時点において、指定権者に届出を行っている利用定員数をいう。

(交付対象者)

第3条 給付金の交付対象者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす法人等のうち、町長が適当と認めた者とする。

- (1) 令和7年10月1日（以下「基準日」という。）時点において、別表第1に掲げる国見町内に所在する介護施設等を運営する法人等であること。
- (2) 基準日において、前号に掲げる介護施設等を休止していない法人等であること。

と。また、交付申請時点において現に運営しており、かつ、交付決定時点においても継続して運営していること。

(3) 町税を滞納していないこと。

(支援金の交付額)

第4条 支援金の額は、別表第2のとおりとする。

(交付申請)

第5条 申請は、国見町介護施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（第1号様式）に必要書類を添えて、町長が別に定める日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、事業所につき1回に限るものとする。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条による申請があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、国見町介護施設等物価高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(支援金の返還)

第7条 町長は、支援金の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により交付を受けたことが判明した場合は、その者に対し交付を受けた支援金の返還を命じるものとする。

(完了報告及び実績報告の省略)

第8条 この告示に定める支援金の交付に関し、規則第13条に規定する実績報告書の提出は、規則第18条の3の規定により、省略するものとする。

(帳簿等の備付)

第9条 支援金の交付決定を受けた者は、支援金に係る書類を備え、交付の決定を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年1月16日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第2条、第3条関係)

区分	施設等種別
介護保険法に基づく施設等	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 認知症対応型共同生活援助通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 訪問介護事業所 訪問看護事業所

別表第2 (第4条関係)

利用定員	支援金額
80人以上	200万円
50人～79人	100万円
25人～49人	85万円
25人未満	50万円
入浴サービスを伴わない事業所等	15万円

第1号様式 (第5条関係)

国見町介護施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

[別紙参照]

第2号様式 (第6条関係)

国見町介護施設等物価高騰対策支援金交付 (不交付) 決定通知書

[別紙参照]

第1号様式（第5条関係）

国見町介護施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

国見町長 様

下記のとおり令和7年度国見町介護施設等物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

令和 年 月 日

法人住所又は所在地 _____

法人名 _____

代表者職・氏名 _____

施設等の種別 _____

施設等の名称 _____

施設等の住所又は所在地 _____

電話番号 _____

記

申請金額 金 _____ 円

1 積算

該当するものに <input checked="" type="checkbox"/>	利用定員数	支援金の額
<input type="checkbox"/>	80人以上	2,000,000円
<input type="checkbox"/>	50人～79人	1,000,000円
<input type="checkbox"/>	25人～49人	850,000円
<input type="checkbox"/>	25人未満	500,000円
<input type="checkbox"/>	入浴サービスを伴わない事業所等	150,000円

2 誓約事項

- この補助金は、施設で使用する光熱費、燃料費に充てます。
- この補助金に係る収入及び支出等に係る証拠書類を交付決定日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存します。
- 支援金受領後も町内で業務を継続する意思があります。
- 町から交付された支援金の返還を求められた場合は、直ちに交付された支援金を返還します。
- 町から検査、報告又は是正のための措置の求めがある場合は、これに応じます。

3 振込口座

金融機関名		支店名	
	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協		<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 本所・支所
ゆうちょ銀行	店番		
預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()		
口座番号 (右詰め)			
フリガナ			
口座名義			

4 添付書類

振込口座の通帳等の写し (口座番号、口座名義人等が確認できるもの)

第2号様式（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

国見町長

国見町介護施設等物価高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった事業に対する支援金について、下記のとおり交付（不交付）決定したので、国見町介護施設等物価高騰対策支援金交付要綱第6条の規定に基づき、通知します。

1 支援金の名称

国見町介護施設等物価高騰対策支援金

2 交付決定額

円

（不交付の理由）